

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 21日

島根県知事
丸山 達也 殿



提出者 大畑建設株式会社
住 所 島根県益田市大谷町36-3
氏 名 代表取締役社長 大畑 勉
電話番号 0856-23-3530(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大畑建設株式会社
事業場の所在地	島根県益田市大谷町36-3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	1億円
③ 従業員数	153名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙：産業廃棄物の一連の処理の工程のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙：管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 工程内リサイクルを推進する ・ 発生抑制を考慮した方法の検討をする		
② 計画	【目標】 ※別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記内容の実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ がれき類について、土砂等の混入物がないよう取壊し積込時に十分注意し分別する。鉄筋コンクリートに関しては、鉄筋とコンクリートに分別し再利用できるようにする。 ・ 各作業所、各部門に分別容器を設置して各産業廃棄物の分別を確実に行う。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 上記内容の実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし	
② 計画	【目標】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし	
② 計画	【目標】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし	
② 計画	【目標】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※別紙参照	
	産業廃棄物の種類	
	全 処 理 委 託 量	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t
	(これまでに実施した取組) ・処理業者と委託契約を結ぶにあたり事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認を行う。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。	

(第5面)

② 計画	【目標】 ※別紙参照		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記内容の実施		
	※事務処理欄		

備考

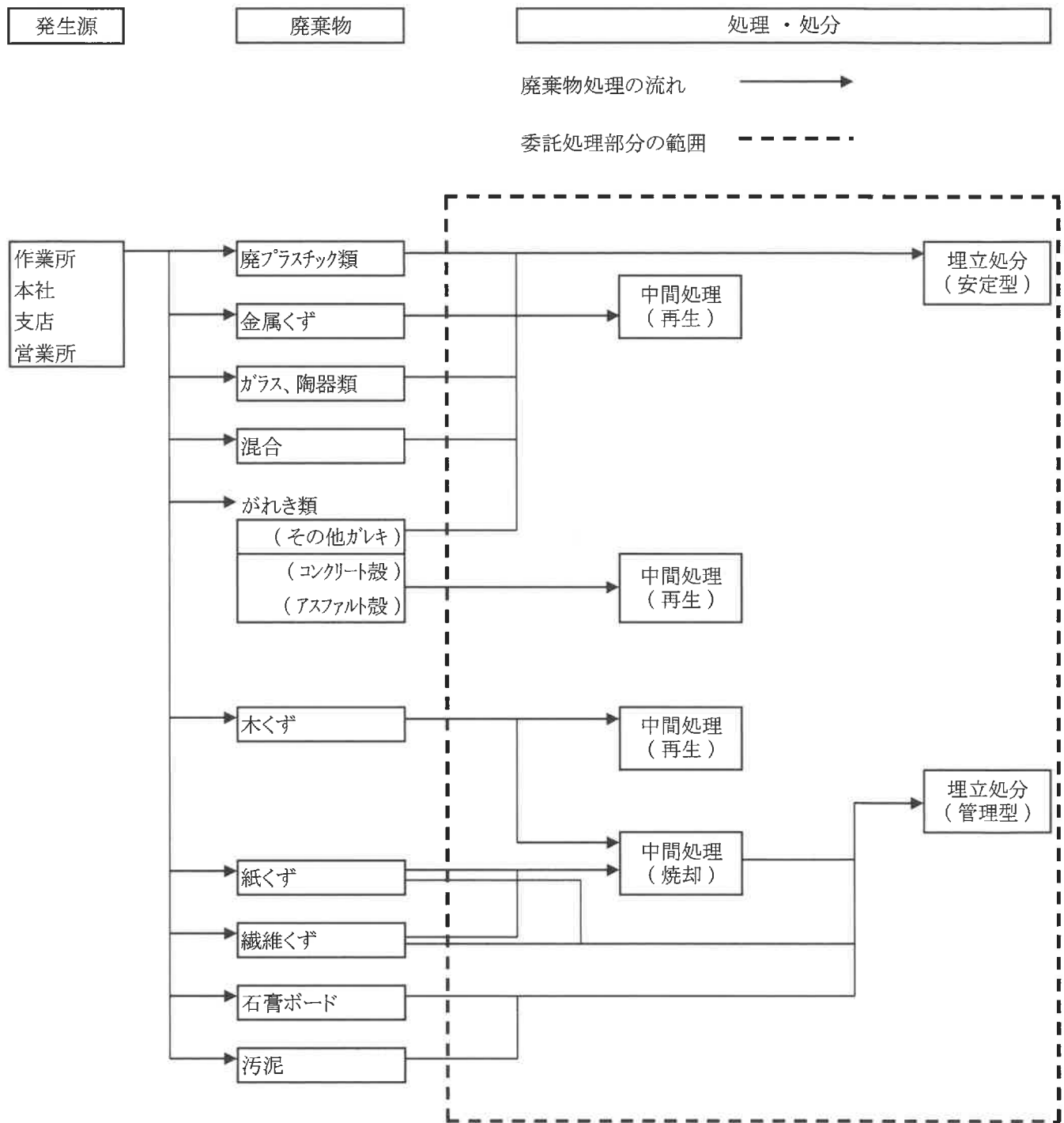
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 会 社 の 概 要			
(1) 会 社 名	大畑建設株式会社		
(2) 資 本 金	1億円		
(3) 従 業 員 数	153名		
2. 当該事業場において現に行っている事業の概要			
(1) 従 業 員 数	153名		
(2) ベット数(医療機関等)			
(3) 製 造 品 出 荷 額 等 又 は 元 請 完 成 工 事 高	63億/年		
(4) 製 造 又 は 工 事 概 要	土木工事 (土木一式工事) 建築工事 (建築一式工事) 造園・区画線工事		
(5) 製 造 等 フ ロ ー シ ー ト			
(6) 工 場 等 配 置 図			
(7) 建 設 工 事 請 負 実 績	令和4年度三隅・益田道路岡見IC第10改良工事 ¥553,718,000 令和4年度三隅・益田道路木部地区第6改良工事 ¥433,136,000 令和4年度国道9号栄町地区第2方面工事 ¥250,338,000 令和4年度三隅・益田道路遠田地区第6改修工事 ¥512,017,000 令和5年度高津川須子地区掘削工事 ¥185,240,000 益田広域消防本部庁舎建設(建築主体(庁舎棟))工事 ¥966,439,470 益田広域消防本部庁舎建設(訓練塔棟・倉庫棟建築)工事 ¥298,523,308 カッテン益田工場増築工事 ¥1,257,300,000 ㈱TOP事務所新築工事 ¥28,985,000 (仮称)複合施設新築工事 ¥242,451,000		
(8) 事 業 展 望	土木工事は公共工事が主体であり、昨年度と同等の受注量を確保する予定である。昨年度も同様に産業廃棄物発生量の内、木くず(伐採工)等で目標値より上回った。本年度も昨年度に引続き三隅・益田道路関連の工事における受注量が増加すると予測されるが、木くず等の廃棄物目標は横ばいとしている。 住宅工事は、引続き民間工事主体であるが工事量は横ばいの予測である。 建築工事における産業廃棄物発生量は、解体工事等の受注量によっては目標値を上回ることが予想される。 上記の状況より、作業所ごとに分別・管理及び処理を確実に行之、再生利用に取組み、リサイクルに努める所存です。		
(9) 廃 棄 物 発 生 フ ロ ー 図	図 面 添 付 (図-1)		
(10) 作 成 処 理 計 画	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物	双 方
(11) 連 絡 先 (担当者)	所属部署	建築部	
	氏 名	建築部長	
	電話番号	0856-23-3530	
	F A X	0856-23-5220	
3. 計 画 期 間		令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 まで	

(裏 面)

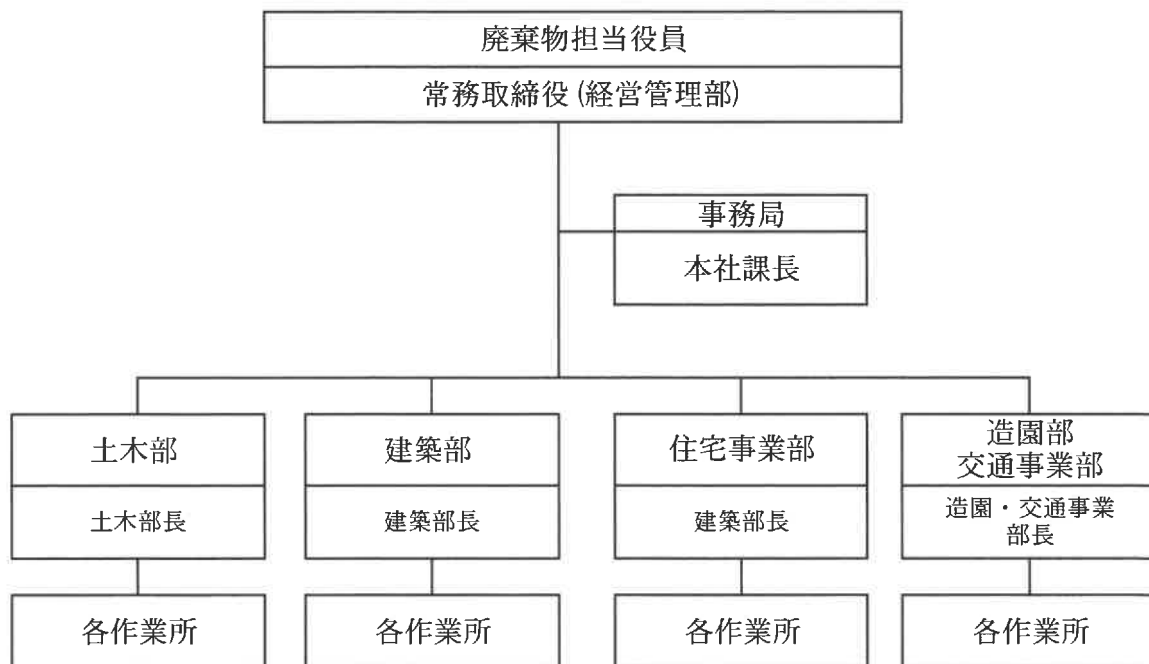
計 画 策 定 事 項 (添 付 書 類)	4. 処理に係る管理体制に関する事項 ○ 管理組織図 ○ 産業廃棄物処理責任者氏名 ○ 教育・研修 ○ 情報公開 等 5. 排出の抑制に関する事項 ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 排出の抑制に係る情報の収集・管理 ○ 中長期的課題 等 6. 分別に関する事項 ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 分別に係る情報の収集・管理 ○ 中長期的課題 ○ 委託処理の状況(契約の状況等) 等 7. 再生利用に関する事項 ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 再生利用に係る情報の収集・管理 ○ 中長期的課題 ○ 委託処理の状況(契約の状況等) 等 8. 処理に関する事項(6及び7に記載する分別及び再生利用に関する項目を除く) ○ 現 状 ○ 目標の設定 ○ 具体的取組 ○ 処理に係る情報の収集・管理 ○ 中長期的課題 ○ 委託処理の状況(契約の状況等) 等
備 考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。(図面等は除く) 2. 提出部数は、2部とする。 (但し、県内に複数の施設又は作業場がありその所在地を所管する保健所が2以上の場合は1部とする。) 3. 計画期間は原則5年間とすること。 (但し、建設業については原則1年間とすること。)	

廃棄物発生フロー図(図-1)



4. 処理に係る管理体制に関する事項

1) 管理組織図



2) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

○管理職環境管理研修

部課長級の職員を対象として、工事現場より発生する産業廃棄物の管理、及び管理に係る法制度について、又大幅な改正が行われる毎に行う研修。

○廃棄物処理基礎研修

排出作業所（該当する作業所）の従業員を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修。

3) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

5. 排出の抑制に関する事項

1) 現 状

建設現場（各作業所）から発生する産業廃棄物は、廃プラスチック類・金属くず・がら、陶器類・がれき類・混合・汚泥・木くず・紙くず・繊維くず・廃油・石膏ボード・燃え殻・石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物である。これらの発生量（基準量）は合計7,356.94t/年である。

委託処理される廃棄物、再生利用量6,714.90 t/年、中間処理（再生・再生以外）0.0t/年、埋立処分642.03t/年である。

産業廃棄物処理の内訳（令和5年度実績）

再生利用量	6,714.90 t
中間処理量	0.00 t
中間処理後残さ量	0.00 t
最終処分量	642.03 t

2) 目標の設定

我社では、建設廃棄物が主となり、昨年、一昨年と産業廃棄物発生量が目標値を上回った種類があった。受注する工事によって発生量の変動が予想されるが、排出量を前年度の目標と同じ目標値として管理を行っていく。

3) 具体的取組

排出の抑制について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制 ・ 工程内リサイクルを推進する。
 ・ 発生抑制を考慮した方法の検討する。

4) 排出の抑制に係る情報の収集・管理

本社（土木・建築・住宅事業部・造園・交通事業部）において定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い各作業所に情報提供を行う。

各部門において排出されている廃棄物の量や排出状況を確認し、今後の事業における検討を行う。

5) 中長期的課題

不要物そのものの量を減らすという意識の向上

- ・ 物を大切に長く使い、不要なものは買わない。
- ・ 同じものを繰り返し使用し、またリサイクルに努める。
- ・ 材料のロス率の低減に努める。

6. 分別に関する事項

1) 現 状

コンクリート殻については排出場所で土砂等の混入をしない様、取壊し積込に充分注意し分別する。又、鉄筋コンクリートは現場で鉄筋とコンクリートに分別する様に努め、産廃処理場(中間処理)で再生利用に出来る様に分別する。

アスファルト殻については道路工事が主体となり、路面切削・路面取壊で発生したアスファルト殻はアスファルトのみとなるので、特に分類は無いがアスファルト以外の物を混入しない様分別を徹底する。

各作業所、部門に産業廃棄物法に基づく廃棄物の種類ごとに分別容器を設置して、各産業廃棄物の分別を確実に行う。

2) 目標の設定

現状を維持し、異物の混入ゼロを目標とする。

3) 具体的取組

現状の実施内容を引続き実施する。また、月に1回のパトロール時に分別状況を確認し、更なる意識の向上に努める。

4) 分別に係る情報の収集・管理

本社(土木・建築・住宅事業部・造園・交通事業部)において定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・取りまとめを行い各作業所に情報提供を行う。

5) 中長期的課題

公共事業の多い土木廃棄物については分別がかなり進んでいる。建築廃棄物においても解体工事等で、分別解体が進んでいるが分別に時間と労力が掛かっているのが現状。今後は効率化の検討を行いたい。また、解体工事において石綿含有廃棄物の発生も予測される為、適正な管理及び処理について更なる意識の向上に努める。

6) 委託処理の状況

委託処理する際の処理場において廃棄物を分別できる施設が整っているか、保管する際の明確な分別ができる能力が確保できているかの確認と検討を行う。

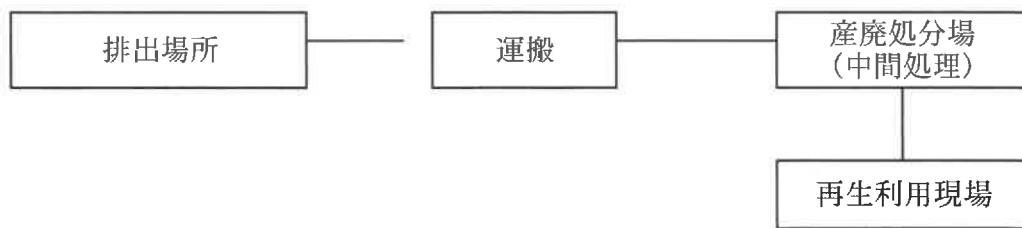
7. 再生利用に関する事項

1) 現 状

我社は公共工事が主体であり、国・県においても再生資源利用（促進）について、取組みがなされている。我社においても各工事毎に、再生資源利用促進計画書及び実施書の提出・報告を義務付して、再生資材の利用に努めている。

土木・建築工事が主体であり、コンクリート殻・アスファルト殻・木くずが発生すると予測し、コンクリート殻については再生砕石とし、アスファルト殻についても再生アスファルトとして再生利用に取り組んで来た。また、木くずについてもチップ化を推進している。

<作業フロー>



- 再生利用・資源化、チップ化利用を推進
- ・ 再生利用ルートを確保する。

2) 目標の設定

- ・ コンクリート殻、アスファルト殻の再生利用のサイクル率目標を100%とする。
- ・ 建設発生木材の再生利用のサイクル率目標を100%とする。

3) 具体的取組

現状の実施内容を引続き実施する。また廃棄物処理法、建設リサイクル法等関係法令を理解し、それを各現場で活かす。

4) 再生利用に係る情報の収集・管理

処分量の再生利用状況を調査して確実に再生利用されている業者に委託する。その情報は、各部門において共有する。

5) 中長期的課題

廃プラスチックリサイクルの推進

3Rの効率を向上することにより、最終処分場にかかる廃棄物の軽減をめざす運動を展開していく。

6) 委託処理の状況

廃棄物の再生利用を推進し、確実にされている業者に委託する。

8. 処理に関する事項

1) 現 状

処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）と委託後の定期的な確認。

マニフェスト伝票の管理を徹底する。

2) 目標の設定

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

3) 具体的取組

現状の実施内容を引続き実施すると共に、処理業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。

産業廃棄物処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

○ 中間処理・脱水効率の向上等による中間処理を推進する。

○ その他 ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

4) 処理に係る情報の取集・管理

委託業者選定の際、ISO取得を受けているか、また処分内容、処分の一連の流れ、保管施設能力を明確に把握して選定を行う。

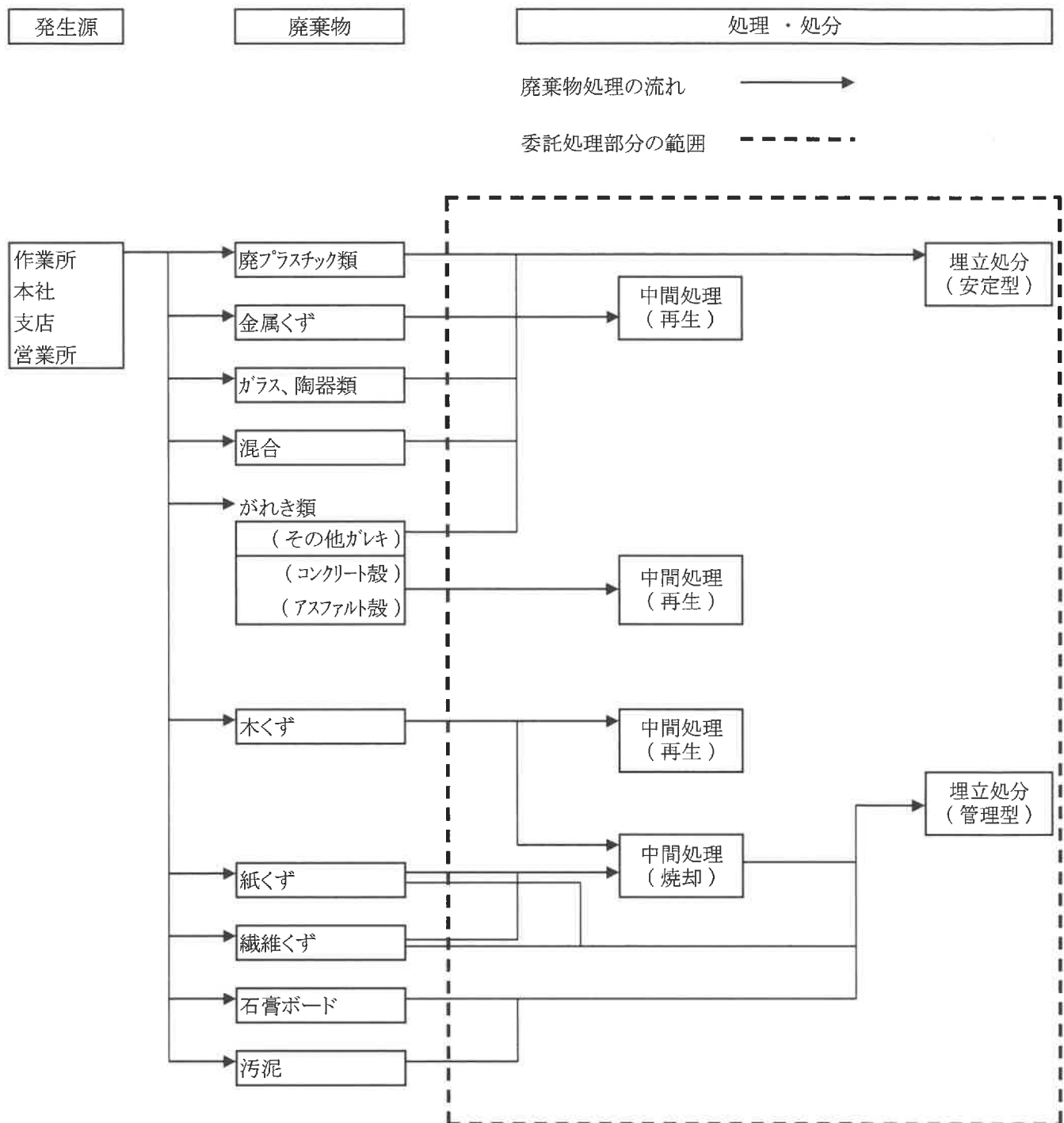
5) 中長期的課題

不法投棄監視体制の整備、情報公開による監視。

6) 委託処理の状況

確実な最終処分、中間処理がされているかの現地調査、処理内容の確認を行い検討してからの委託契約を結ぶ。

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



産 業 廃 棄 物 の 種 別 名 称		令和5年度 発生量の実績 (t)	令 和			年 度			目 的 の			委 託 先 に よ る 区 分			⑪のうち 優良認定処 理業者への 処理委託量	
			① 排出量 (t)	② 自ら直接再 生利用した量 (t)	③ 自己直接 埋立処分又は 海洋投入処分 した量 (t)	④ 自ら中間処 理した量 (t)	⑤ ④のうち熱 回収を行った量 (t)	⑥ 自ら中間処 理した後の残さ した量 (t)	⑦ 自ら中間処 理により減量し た量 (t)	⑧ 自ら中間処 理した後再生 利用した量 (t)	⑨ 自ら中間処 理した後自ら埋 立処分又は海 洋投入処分し た量 (t)	⑩ 直接及び 中間処理した 後の処理委託 量 (t)	⑫ ⑩のうち再 生利用業者へ の処理委託量 (t)	⑬ ⑩のうち熱 回収認定業者 への処理委託 量 (t)		⑭ ⑩のうち熱 回収業者以外 の熱回収業者へ の処理委託量 (t)
廃プラ		105.14	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	5.00
	小計	105.14	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	5.00
プラスチック		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず		10.76	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	20.00	20.00	0.00	0.00	0.00
	小計	10.76	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	20.00	20.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器 くず		27.16	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	27.16	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	コンクリート	1,517.91	1,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,500.00	1,500.00	0.00	0.00	0.00
	アスファルト	446.85	500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	500.00	500.00	0.00	0.00	0.00
	その他がれき	347.37	200.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	200.00	200.00	0.00	0.00	50.00
混合	小計	2,312.13	2,200.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,200.00	2,200.00	0.00	0.00	50.00
		24.94	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00	0.00	0.00	0.00	10.00
汚泥	小計	24.94	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.00	0.00	0.00	0.00	10.00
		2.16	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	小計	2.16	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		4,739.37	1,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,500.00	1,500.00	0.00	0.00	10.00
紙くず	小計	4,739.37	1,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,500.00	1,500.00	0.00	0.00	10.00
		23.36	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小計	23.36	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00

産業廃棄物の種類 名 称		令和5年度 発生量の実績 (t)	令			和			6			年			度			の			目			標																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			① 排出量 (t)	② 自ら直接再 生利用した量 (t)	③ 自己直接 埋立処分又は 海洋投入処分 した量 (t)	④ 自ら中間処 理した量 (t)	⑤ ④のうち熱 回収を行った量 (t)	⑥ 自ら中間処 理した後の残さ した量 (t)	⑦ 自ら中間処 理により減量し た量 (t)	⑧ 自ら中間処 理した後の再生 利用した量 (t)	⑨ 自ら中間処 理した後自ら埋 立処分又は海 洋投入処分し た量 (t)	⑩ 直接及び 中間処理した 後の処理委託 量 (t)	⑪ ⑩のうち再 生利用業者へ の処理委託量 (t)	⑫ ⑪のうち熱 回収認定業者 への処理委託 量 (t)	⑬ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収量 (t)	⑭ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)	⑮ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)	⑯ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)	⑰ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)	⑱ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)	⑲ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)	⑳ ⑬のうち熱 回収認定業者 の熱回収委託 量 (t)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
繊維くず		1.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00